改　1　第9.21号に基づく場合を除き、第９条に基づく調整の実施及び調整を実施する相手となる主管庁の識別において、考慮されるべき周波数割当ては、計画された割当てと同じ周波数帯にあり、同じ業務又は他の業務で周波数帯が同等又は上位の権利[1]で分配されており、適宜、影響を与え、又は受ける可能性のあるもので、以下のものとする。

……

e）第9.34号に従い、付録第４号において強制若しくは必要と規定されている特性の無線通信局による受領[3]の日付又は第9.29号に従い、付録第４号に掲げる適切な情報が送付された日付から効力をもって調整手続に含まれているもの、又は

[1] 第9.11A号から第9.19号までに基づく調整は、同等の権利で分配されている周波数帯の割当てにのみ適用する。

……

[3] 衛星通信網の調整又は周波数割当ての通告に関する情報を無線通信局が受領したとみなされる日付に関わる第9.1A 号を参照。

改　表5-1　調整のための技術的条件（第９条を参照）

第９条の参照	事例	調整が求められる業務の周波数帯（及び地域）	しきい値／条件	計算方法	備考
第9.7号 静止軌道／静止軌道	静止衛星軌道（GSO）を使用する衛星通信網の局(宇宙無線通信業務の局であって、その業務がプランの対象外の周波数帯及び地域のものであること。）は、静止衛星軌道を使用する他の全ての衛星通信網で、いずれかの宇宙無線通信業務を、その業務がプランの対象外の周波数帯及び地域において行っているもの。ただし、逆方向に送信して運用される地球局間の調整を除く。	1）3400-4200 MHz 5725-5850 MHz　（第一地域）及び 5850-6725 MHz 7025-7075 MHz 2）10.95-11.2 GHz 11.45-11.7 GHz 11.7-12.2 GHz （第二地域） 12.2-12.5 GHz （第三地域） 12.5-12.75 GHz （第一地域及び第三地域） 12.7-12.75 GHz （第二地域）及び 13.75-14.8 GHz 2bis）13.4-13.65Ghz （第一地域）	i）　周波数帯域の重複及び、 ii）　固定衛星業務（FSS）の通信網及び関連する宇宙運用機能（第1.23号参照）が、プランどおりの軌道に位置する公称軌道位置の軌道弧の± 7度以内にあるFSSの宇宙局に対して。 i）　周波数帯域の重複及び、 ii）　プランの対象となっていない固定衛星業務（FSS）又は放送衛星業務（BSS）の通信網及び関連する全ての宇宙運用機能（第1.23号参照)が、プランの対象となっていない公称軌道位置の軌道弧の±6度以内にあるFSS又はBSSの宇宙局に対して。 iii）　14.5-14.8Ghzの周波数帯については、宇宙研究業務(SRS)又はプランの対象となっていないFSSの全ての通信網及び関連する全ての宇宙運用機能（第1.23号参照）が、公称軌道位置の軌道弧の±6度以内にあるSRS又はプランの対象となっていないFSSの宇宙局に対して。 i）　周波数帯域の重複及び、 ii）　宇宙研究業務(SRS)又はFSSの全ての通信網及び関連する全ての宇宙運用機能（第1.23号参		主管庁が要求してもよい、しきい値／条件の欄に記載される1）、2）、2bis）、3）、4）、5）、6）、7）及び8）の周波数帯は、宇宙業務に関して、主管庁は、第9.41号の規定に従って、付録第８号の§2.2.1.2及び§3.2に定める方法により計算されたΔT/Tの値が6%を超えることを示して、自国が調整の要請に含まれるように要求することができる。 関係主管庁からの要請を受けたとき、無線通信局は、第9.42号に従って当該情報を審査する場合は、付録第８号の§2.2.1.2及び§3.2に定める計算法を用いるものとする。
		9）　1）、2）、2bis）、3）、4）、5）、6）、6bis）、7）及び8）以外で、宇宙業務に分配される全ての周波数帯及び提案された通信網又は影響を受ける通信網の無線業務が、しきい値又は条件欄に記載される宇宙業務以外のものである1）、2）、2bis）、3）、4）、5）、6）、6bis）、7）及び8）の周波数帯若しくは逆方向の送信で運用する宇宙局の調整の場合	照）が、公称軌道位置の軌道弧の±6度以内にあるFSS又はSRSの宇宙局に対して。 i）　周波数帯の重複及び、 ii）ΔT/T の値が 6%を超える。	付録第８号	付録第30号の第５附属書§3.9に規定するガードバンドを使用する宇宙運用機能に対する付録第30号の第2A条の規定の適用においては、2）の周波数帯のFSSについて定めるしきい値／条件が適用される。 付録第30A号の第３附属書§3.1及び4.1に規定するガードバンドを使用する宇宙運用機能に対する付録第30A号の第2A条の規定の適用においては、7）の周波数帯のFSSについて定めるしきい値／条件が適用される。
...					
第9.21号 地上、静止軌道、非静止軌道/ 地上、静止軌道、非静止軌道	第9.21号を参照する周波数分配表の脚注に他の主管庁の同意を得る条件が含まれている業務の局	第一地域の13.4-13.65GHzを除く関連する脚注に示された周波数帯 第5.499A号に示された第一地域の13.4-13.65GHz	条件：付録第7号及び第8号、付録第30号及び第30A号の技術附属書、いくつかの脚注に指定されたpfd値、無線通信規則のその他の技術規定又はITU-R勧告を適宜使って定められた不適合性 i）　周波数帯の重複及び、 ii）　宇宙研究業務(SRS)の全ての通信網が、公称軌道位置の軌道弧の±20度以内にあるFSSの宇宙局に対して。	付録第7号、第8号、第30号及び第30A号、無線通信規則のその他の技術規定又はITU-R勧告に指定された、若しくはそれらから採択された方法	